

Title	国連新加盟国家の若干問題
Sub Title	Some problems of newly admitted members to the United Nations
Author	内山, 正熊(Uchiyama, Masakuma)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1968
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.41, No.9 (1968. 9) ,p.1- 27
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19680915-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

国連新加盟国家の若干問題

内 山 正 熊

- 一 はじめに
- 二 国連新加盟問題の推移
- 三 国連における新興独立諸国の地位
- 四 マイタロ・ステーツ(微小国家)の問題
- 五 新加盟国制限の動向

一

新国家の独立誕生を促進し実現したことは、国連の偉大な業績である。さらにこの新国家を国連が正式メンバーとして迎え入れたことは、注目すべきことである。従来、この国連新加盟という問題は一般に何れの国を国連に参加させるか、参加させるとしていかなる形で参加させるかという加盟承認そのものに焦点が当てられ、加盟以後の新国家については注意が向けられることが少なかつたといつて差支えない。いわば、加入審査あるいは加入手続に関する、実質的加盟以前の問題が重視されるのがつねであつたのである。

とりわけ、国連加盟といえは、現に中共の国連参加問題のように、中共を国連に参加させるについての中国代表権をいかにするか、台湾をいかに取扱うか、安全保障理事会の構成をどうするかという問題に注意が奪われる余り、他方、無難な国の加盟は簡単に処理され、したがって新加盟国の加入以後の問題は軽視されていた傾きがあつたと思われる。新加盟という加盟承認にいたるまでの問題は、重要問題であるにはちがいないが、それと共に、新しく国連のメンバーになつた国の処遇は、新加盟国家問題として国連機構運営上現実には大きな意味をもつてゐる。本稿においては、加盟承認問題の重要性を認めながらもこれを割愛して、すでに加入した新国家の問題を主にとりあげることにする。

この新加盟国家は、国連憲章第三条に規定されている原加盟国オリジナルメンバーに対するものであるから、先ずそれは原加盟国との対比において考えられる。新加盟国は原加盟国と比較して、実質的資格において著しい差異があり、それは、一九六〇年の第一五総会で、アフリカの新興独立国家の大量な新規加盟が実現して以来特に顕著である。今日までの新加盟国の大部分は、かつての植民地であつて、独立国としての経験はきわめて浅く、その政治的、経済的、社会的、文化的基盤は脆弱であり、独立国とはいへ、自ら独立を支え得るには足らず、ただ国連加盟によつてのみ独立が担保されているのが現実の姿である。⁽²⁾

何故このような名実伴わない小加盟国が増加したのであろうか。それはかつての日本の加盟経過にも見られたように、国連新加盟ということが大国間の取引、ないしは冷戦の道具に供せられて紛糾したことの反動として、東西の対立緩和に伴つて、大国が新独立国の加入に対して寛大になり、新加盟国の申請には反対することなく、殆んど無条件で加盟を認めるようになったからである。これは、はじめ国連に入ることが余りにむずかしかつたために、それを妨げていた外的条件がとり除かれて急に加盟がやさしくなつたということもあるが、いまひとつの理由として、戦後に反植民地主義の空氣が高潮して来たため、一般的に新独立国の加盟に反対することが出来難くなつたこともあげられよう。しかし国連は、加盟を申請すればすぐ入れるという自由なクラブと同じではない。クラブでも会員の資格審査がきびしいものがあるのに、国連では独立国で

さえあれば、殆んど無条件に加入を許されている現状に問題がある。

一九六八年七月現在、国連加盟国の数はすでに一二四カ国に上り、その最近加盟国に至つては、独立早々でいわば物の数でもないような国が、国連総会に代表として大国と同じ平等の票決権をもつていたのである。たしかに主権平等の建前からするならば、いかなる小国も独立国である以上、国連がその権利を拒む理由はないといえよう。国連機構の普遍性という意味からも、全世界の国が大小を問わず加盟することが望ましいのはいうまでもないから、新生独立国家を迎え入れることには異議ないのは当然であらう。

この国連加盟の普遍性は、国連本来の使命から従来、国連事務当局、とりわけ事務総長が強く主張して来たところであつた。殊にその創立当初十年間、加盟国の新加入について難渋した苦い経験をもつ国連は、創立後二十年台に入つて新しいメンバーシップの増加促進には格別の努力を傾けて来たのは周知の通りである。

ウ・タント事務総長は、過去二十年に及ぶ国連の業績の中で最も顕著なものは植民地を独立国まで盛り立てたことである⁽⁴⁾と述べているが、新国家の出生率を高めたことは、国連の功績としてながく後世の歴史に残るところであらう。すでに第一五総会において、アフリカの独立新興国家一七カ国が国連に新規加盟して、アフリカの年とまでいわれた一九六〇年、A・四三カ国の共同提案になる「植民地独立付与宣言」が採択され、植民地解放を更に促進し実施するために翌一九六一年の第一六総会において、一七カ国特別委員会が設置され、この特別委員会は一九六二年二四カ国委員会に拡充されたのである。この委員会はアデン、マルタ、フィジー、ガンビア、ギニア等の幾多の従属領土の実状を検討したのであるが、その手がけた領土の多くが後に続々独立して国連に加盟するに至つたことを考えるならば、国連こそは胎児国家を誕生させるための助産婦であり、新生国家の育ての親であるといわれるであらう。⁽⁵⁾

しかし、今日新たに問題となつてゐるのは、国連加盟国が激増して普遍性が増大した反面において、その加盟の普遍性を

れ自体は望ましいものであるに拘らず、この原則にも限度があり、どこかで線が引かれなければならないということである。この点についてサンフランシスコ会議では考慮されたけれども具体化しなかつた。国連憲章も国連加盟に関する制限を見越して、加盟国は平和愛好国であるばかりでなく、憲章に掲げる義務を履行する能力と意思がなければならない(憲章第四条)と規定している。しかるに、これに関して最近国連に加入した国家は、果してこの義務を履行するだけの能力——意思はあるとしても——を備えているであろうか。事實は、その量質ともに国家の实体を備えているには余りにも未熟な誕生直後の早産国家が、相次いで国連の中に入つていたのであつて、この小加盟国が増大したことは、外見上国連の普遍性を高めたかに見えながら、実は国連の中に攪乱的要素をもちこんだことを見逃せない。

ことに微小国家(micro-states)と呼ばれる、人口、面積、資源、その他の面で従来の一一般の独立国とは較べものにならないような小規模の国々が国連の中に続々入つて来たことが問題になるわけである。国連が民族自決、植民地解放(8)を所期の目標とし、信託統治の対象となつていた従属領土を独立国にまで盛り立てて来た以上、たとえいかに小さな地域でも、民族自決の権利を行使して、その住民に独立を付与することに關する総会決議 1514 (XV) の適用を受けて独立を達成することを国連としては歓迎こそすれ、これを拒むことは出来ない筈である。むしろこの新生独立国を国連の中に迎え入れることこそ、国連の本務であるというべきである。しかしその結果、新入国家が国連の中に群立することが、逆に国連の内部構成を混乱させ、統一的同質性を破壊するという事態になつて来たのである。いわば国連が自ら蒔いた種の收穫で、却つて困るといふことになつて来た次第である。植民地解放、民族独立に推進的役割を果して来たウ・タント事務総長が、最近に至つて、「独立への権利と国連への完全加盟の問題とを区別することが望ましい。完全加盟は、微小国家に負担になりすぎるかも知れないし、他方国連自体を弱める可能性もある」といつていることはきわめて意義深い(9)。

この意味において、国連加盟について新しい方式を検討し、今後出現すべき微小国家を完全加盟させることに制限を加え

るといふ動きが抬頭して来たことは自然の成行であるといえる。それは、国連加盟国の資格規定、基本条件の検討であると共に、国連内部における主権平等の問題、裏返せば大国と小国との関係を考察することでもある。本稿においては、先ず最初に国連加盟についての過去の経緯を概観し、次にすでに加入した新生国家の国連における地位、存在理由を検討し、最後に微小国家の問題点を取りあげてみることにしたい。それはただ単に新生弱小国家の問題のみにとどまらず、国連将来の方向について思いをはせることにもなるであろう。

二

国連発足当時の原加盟国は五ヶ国であつたが、二〇年を経過した今日では、その二倍以上にふえて、総会は事実上いま飽和状態に達している。国連が国連憲章に表明されている総会目的を達する機構であるためには、国連は出来るだけ早く出来るだけ多くの加盟国を抱擁することが望ましく必要であつた。しかし、この国連加盟国の増大を見るまでの道は決して平坦ではなかつたのである。国連は一九四五年に生れた連合国協力の遺産であつて、戦後もそれが戦勝連合国を中心としてその指導下にあつた事情と共に、冷戦下の世界の分裂不和のために、新しく国連加盟を希望する国があつても、容易にその加盟が許されなかつたことは、国連加盟を戦後の日本外交の第一目標とした我々の未だ記憶に新たなところであろう。事実、一九四〇年台には、原加盟国以外に加盟を許された国は僅か七ヶ国、一九五五年になつて漸くイタリヤなど敗戦国の加盟が認められたのであつて、第八〇番目に日本に待望の国連加盟が許されたときには、国連加盟がいかに貴重であるかを痛切に知つたのであつた。その当時、国連加盟の条件たる第四条は、金科玉条の如く唱えられ、加盟国はこの憲章の義務を受諾し、この義務を履行する能力及び意思がある平和愛好国でなければならぬことは至上命令であると考えられていたのである。しかもこの資格を備へた適格の独立国が中々加入が許されない状態であつたのである。

このように國連への加入は、かつては少くとも日本が加盟するに至るまでの経緯に明らかな如く、単に憲章の規定適用だけではすまされない困難な事情があつた。それは、東西の政治的対立によつて、新たな加入が相手側に有利なものど解されたので、相互に拒否権を行使して加入が阻まれたのである。⁽¹⁰⁾しかし、このような政治的影響を憂慮して、國際司法裁判所は、國連の普遍性を支持する一般的風潮に留意して、加盟申請審議を要請する勧告的意見を出し、加盟促進の空氣を高めたことも見過せないところである。⁽¹¹⁾

いうまでもなく、國連における加盟國^(メンバー)の地位は、憲章の義務を受諾し、この義務を履行する能力及び意思があると認められる他のすべての國に開放されていることは、憲章第四条が明示するところである。ただここに注意すべきことは、憲章の基礎になつたダンバートン・オークス提案では、原加盟國と新加盟國とを分けずに、「すべての平和愛好國に開放する」とあつたのであるのに、サンフランシスコ會議で「他のすべての平和愛好國」となつて現行通りの規定になつたことである。この原加盟國、すなわちサンフランシスコ會議の参加國または一九四二年一月一日の連合國共同宣言に署名した國でこの憲章に署名した國が、いわば特権的地位に立ち、戦時の旧枢軸國などの加盟に対して資格審査ないし加入制限を加えようとしたことが、國連の加入問題として従来ながく國連を難渋させる原因となり、それはまた未だに今日まで後をひいているのである。中国代表権問題、東西ドイツや南北朝鮮などの分裂國家の問題もこれと絡み合つているわけである。

元來、國連に新たに加盟することは、憲章第四条第二項にあるように安全保障理事会と總會との共同権限事項であつて、安保理事会の「勧告」と總會の「決定」とが要求されている。⁽¹²⁾この場合、安保理事会が總會に新加盟を承認するように勧告するか否かは常任理事國の同意投票を含む過半数の賛成投票を必要とし、總會が新加盟國を承認するには、投票する國の三分の二の支持を必要とするのである。いいかえるならば、加盟承認は、大國の全会一致を必要とするところに問題があつたのである。國際連盟では、總會で加盟國の三分の二の賛成があれば加盟出来たので、この拒否権の問題はなかつたわけである。

いま国連発足以来今日までの加盟問題の推移を概観するならば、三期に分けることが出来る⁽¹³⁾。その第一期は、一九四六年から一九五〇年に至るまでの時期で、アフガニスタン、アイスランド、スウェーデン、タイ(以上一九四六年)、パキスタン、イエメン(一九四七年)、ビルマ(一九四八年)、イスラエル(一九四九年)、インドネシア(一九五〇年)の九カ国が加盟している。この時期には各加盟申請国の加盟是非が個別的に討議され、大国間の意見がまとまれば加盟が実現したのである。イスラエルの如きは、アラブ諸国の猛烈な反対に拘らず、安保理事会の常任理事国の反対がなかつたので加盟出来たのである。その第二期は一九五〇年から五六年に至るまでで、殊に五年までは、加盟申請国が列をなして待つていたのに一國も加入が許されなかつたのである。この時期は、いわば冷戦のあおりを受けて、加盟問題が大国の懸引の具にされたのである。共産主義諸国の加盟申請に対しては西欧側が平和愛好国でないと反対するし、逆に西欧側の推す加盟申請に対してはソ連が拒否権を行使して加盟は相互的に阻まれたのである。ソ連は、共産圏の国の加盟のために交換的に西欧側申請国を一括して加盟させようという、いわゆる同時加盟、すなわち「パッケージ・デール」(一括加盟)を主張した。これに対して、西欧側は、加盟申請国それぞれが憲章に定められた加盟資格をもつか否かを個別的に審査すべきであり、一括加盟というような政治的取引は許さるべきでないと主張した。このようにして東西対立が加盟問題にまで及んで、ソ連は西欧側加盟勧告案に対し拒否権を使つて葬り去つたのである。わが国も講和成立後直ちに独立国として一九五二年以来毎年国連加盟申請を行つたのに拘らず、安保理事会で他の理事会の支持を得ても、ソ連の拒否権によつて相次ぎ却下されたことは周知の通りである。しかしこのデッドロックは、一九五五年のパッケージ・デールにより打開され、西欧六カ国、A・A・諸国六カ国、共産国四カ国の一六カ国の一括加盟が成立したのである。この一括加盟は、一九五五年四月バンドンで開催されたアジア・アフリカ会議で国連未加盟国の加盟促進が要望され、また同年六月サンフランシスコで催された国連憲章調印十周年記念特別総会で多くの代表が加盟問題の解決を強調したことなどで、加盟実現気運が高まつたことが与つて力あつたことはいふまでもな

い。しかしこの期に及んで我々は忘れることの出来ない苦汗を飲まされたのである。すなわち、一九五五年の第二〇総会で、はじめ日本と外蒙とを加えた一八カ国の一括加盟促進決議が採択されたのに拘らず、安保理事会で中国が外蒙の加盟に拒否権を使つたために、ソ連が再び共産圏以外の國の加盟に全部拒否権を使い、一八カ國一括加盟が挫折したのであるが、その後意外にも日本と外蒙とを除く一六カ國の一括加盟案が採択されたのであつた。¹⁴しかし、國連成立後一〇年を経て、漸く懸案の加入問題が障礙を乗り越え、アジアから、ラオス、カンボジア、セイロン、ネパール、ヨルダンの五カ國、アフリカからはリビア、東欧からはアルバニア、ブルガリア、ハンガリー、ルーマニアの四カ國、西欧からは、スペイン、ポルトガル、エール、フィンランド、オーストリア、イタリアの六カ國という大量の國の加盟を実現したのである。次いで一九五六年には、モロッコ、スーダン、チュニジア及び日本、一九五七年にはガーナ、マレーシア、一九五八年にはギニアとA・A・諸國の加盟が続いたのであるが、一九六〇年に至つて劃期的変化が起つた。それが第三期をマークするもので、かのアフリカの年といわれた一九六〇年の第一五総会において、アフリカ新興諸國、すなわちオートボルタ、トーゴ、ソマリヤ、カメルーン、チャド、コンゴ(ブラザビル)、コンゴ(民主共和国)、ダホメ、ガボン、コートジボアール、ニジェール、中央アフリカ、マダガスカル、セネガル、マリ、ナイジェリア、それにアジアのキプロスなど一七カ國が一挙に加盟したのである。いうまでもなく、これらの諸國はその多くがフランス連合から分離独立したばかりであつたが、この第三期に入り新加盟の申請は殆んど無条件で承認されたのである。爾後は、独立しさえすれば申請國は國連加盟が直ちに実現するということになり、一九六一年シリア(アラブ連合より分離独立)、モリタニア、シエアラレオネ、タンザニアの四カ國、一九六二年ブルンジ、ルワンダ、ジャマイカ、トリニダット・トバゴ、アルジェリア、ウガンダの六カ國、一九六三年クウェート、ケニアの二國、一九六四年マラウイ、ザンビア、マルタ、一九六五年にはインドネシアが脱退したが、モルディブ、シंगाポール、ガンビアが加入し、一九六六年には更にボツワナ、バルバドス、レソト、ガイアナが加わり、一九六七年南イ

エメン、一九六八年には、モーリシヤスが加盟し、⁽¹⁵⁾一九六八年七月現在で国連加盟国は実に一二四ヶ国に達したのである。しかしながら、この新加入国は殆んどが植民地から独立国になつたばかりの未熟早生国家であることを特に注意しなければならぬ。最近独立したバルバドスやモーリシヤスなどのように、英連邦の一員として独立国の地位を獲得したものであるから、英連邦或いはかつての宗主国たる英国を抜きにしては、その独立は考えられないのである。この意味において、国連に新しく加盟した国の多くは、単なる政治的名目だけの「人工的國家」であつて、眞の民族的統一独立意識というよりも地域の郷土意識に基いた名目的独立国であるにすぎないのである。

何故このような小独立国の加盟が容易になつたかといへば、逆説的ではあるけれども、それが新生小国であるが故に、大國がこれらの國々に対して国連加盟を支持したのであると思われるのである。もし加盟申請國が東西ドイツや南北朝鮮のような、大國の政治的利害に深くかかわり、その帰趨が國際均衡に影響するような實質的國家であるならば、その加盟は容易なことではなく、加盟支持は葬り去られて棚上げの運命に遭遇するであらう。しかし、最近の加盟申請國はその殆んどすべて政治的影響力が微弱で無視出来るに等しいネグリジブル・スモールの新生國家であつたから、大國としてもその加盟に反対する理由がなかつたわけである。むしろ、それに難癖をつけることは、却て国連の主権平等、民族自決主義の大義名分に反することになるのみならず、すでに加盟しているアジア、アフリカ、ラテン・アメリカ諸國から反植民地主義の強力なつき上げを受けることになるから、加盟の鍵を握る諸國は、新加盟反対を打出せないという事情があつたわけである。さらにこのような政治的配慮に加えて、ある場合、大國が總會における投票操作に際し、かかる新小國家群を利用して、自國支持票を確保しようという下心があつたとも見られる。事實經濟的にも政治的軍事的にも微弱な新生國家は、往々にして大國の紐つきとなる可能性があるのである。この意味ではパワー・ポリティックスのかくれた姿が反映しているのである。

三

国連は植民地に独立の種子を蒔き、これを発芽させ成長させた温床であつたが、その収穫が実つて、新生独立国の数は、予想以上の大量になつてしまつた。この加盟国の増大そのものは、国連が世界機構たらんとする限り欣んで迎へらるべきであるが、その反面分離独立の新国家の増大につれて、世界が部分化分裂化する傾向を促すことにならざるをえない。今後数世代、新興独立国家が国際社会の基本単位となるであろうとは予測出来ないとしても、少くとも、新興独立国は、独立国として取扱わるべきであり、また国連メンバーシップの単位であることには間違いない。それと同時に、国連はまた、国家を超えて個人の自由と福祉に対して益々関係して来ることを認めねばならないであろう。

このように国連加盟国が急激に増大して、その大きさや発展開発度の相異なる多数の新興国を包容するに至つたことは、国連機構がいかにして大国と小国とに最大限の正義と平等を与えることが出来るか、いかにして責任をもつて實際的效果的に国連が機能し得るかという課題を提起したのである。

周知の通り、国連の第一原理は、そのすべての加盟国が主権平等の原則に基礎をおいていることである。この原則が守らるべきであるのはいうまでもない。苟しくも国連加盟国である以上、いかなる小国でも、等しく法の保護を受け、侵略に対しては国連機構からまもられ、他国から国内事項に干渉されないということを中心得ている筈である。また、総会においては、世界的問題について演説する平等の権利をもっている。たしかに、有能な政治家が代表になつている小国は、時には大国よりも大きな寄与をなしうることもあるのである。

それにも拘らず、ある種の企画実行に当つては、その背後に、他国より遙かに權威をもつている国が存在し、危機に際しては、侵略に対抗するための圧倒的優越武力を使えるのはごく僅かの国であることもたしかである。事実国連に寄与する仕

方、度合もさまざまである。ある国は平和維持のための経費分担や、世界銀行への投資額では大きな貢献をしているし、ある国は平和維持の兵力提供では積極的協力をしている。このような種々の国連活動の中で、事実上平等と国家との間の調和がなされるといふ楽観的な視方も出来るわけである。

この平等調整のための方法として案出されたのが、一般的にいわれている加重票決ウェイトド・ボイティングの方式である。加重票決にもいろいろの形があり、今日国連各機関、地域機関で種々の方法がとられている。国連の主要機関は、国連憲章に基いて、或いは協定によつて、大国に重要な役割を与えているのであつて、周知の如く安全保障理事会においては、五大国に特別に大きな権利が与えられて居り、拒否権という他国のもつていない特権を常任理事国は保持しているわけである。信託統治委員会で、被信託国と非植民国との間の均衡を保つために、安保理事会の常任理事国五ヵ国に各自一票が与えられている。経済社会理事会においても、憲章は安保常任理事国に席を与えるべしと規定してはいないが、米英ソ仏はつねに理事国に選出されているし、国際司法裁判所でも、その一人の判事の中で各安保常任理事国から各一名がづねに出されている。国連事務局でも、大国の職員は一定レベルの高級職ポストを占めるのがつねであつて、それは割当制度によつて大国の国民に多数の事務局員の地位が確保されているのである。すでに経済的分野では世界銀行（IBRD）、国際通貨基金（IMF）、金融公社（IFC）などでは出資に応じて票決権が各国に配分されている。

いうまでもなく、総会においても、"目に見えない"加重票決が行われている。バルバドスの一票と米国の一票とはひとしく、マルタの一票と英国の一票とが同一であるということだけで平等問題が片づくものではない。実際票決において、大国は小国より大きな影響力をもつていないことを無視できない。しかしその反面、小国を合せて一グループと見るときには、そのリーダーシップがよければ、大国の態度に対して制肘を加えることも出来るのである。

従来この国連新加盟国の問題がとりあげられる場合、それは新興諸国の独立成長という側面に注目され、いわばA・A・

諸国の「興起と結集」⁽¹⁶⁾という形でグループとして新たに盛り上つた勢力であるかの如くに、その積極的意味が強調されてきた傾きがある。屢々いわれるA・A・プロックなどという表現自体、新興諸国が集団化して結集し、国際政治の主役として登場したということを想定したものであるといえる。それは国連加盟国の増大に伴い、A・A・諸国の占める数的割合が西欧諸国に較べて増大したことから端的にいわれるのがつねであつた。

事実、国連の発足段階では、A・A・諸国は僅かに一・二カ国であつたのに、一九六八年現在では七・八カ国の多数に上つてゐる。この加盟国の三分の二を占めるといふ数字の上から見れば、これら新興諸国の結集勢力は非常なものに見えるのであつて、国連はA・A・諸国の活動に絶好の場所であるといえるであらう。一般に、低開発国たるA・A・諸国の旧先進國に對する關係は、いわゆる南北問題として、経済的、社会的な革命的意義を有する重大な課題をなすものであるが、それは、南北の格差を自覚して現状変更を迫る「南」の低開発國が国内の階級闘争の枠をこえて、國家間の階級闘争を挑むに至つたと見られたのである。すなわち、現在、工業化の進んだ「北」の國に對する「南」の開発の遅れた國との關係という形で、低開發國の經濟促進という經濟問題が存在すると共に、最近の米ソ間の緊張緩和に伴つて、國際政治の面でも先進國家群と新興獨立國家群との對立摩擦の問題として、南北問題は時代の脚光を浴びてゐるのである。⁽¹⁷⁾

いまや、今日の世界では、自由主義國であると社会主義國であるとを問はず、いわゆる「北」の國として富裕な先進國グループと、「南」の國の貧困な低開發國グループとが形成され、この「南」の國のもつ國際政治的意義は看過できなくなつてゐるのである。それは、国連の中にも明らかに見出されるところであつて、總會における、アジア、アフリカ、ラテン・アメリカ諸國の票決権は、優に三分の二を制するに至り、總會の拒否権を握るとまでいわれるようになってゐるのである。その威力がきわ立つたのが国連貿易開發會議(UNCTAD)であつた。殊に一九六四年の第一回會議では、七五カ國の開發途上國が、その數にものをいわせて、西欧とソ連を含めて強力な先進工業國に對して「弱者の脅迫」を加えたことであつ

た。過去において、国際会議のイニシアティブは、工業先進国、とりわけ欧米諸国によつてとられるのがつねであつたが、このUNCTADにおいては、低開発国グループは終始統一戦線を張つて、「南」の国の「北」の国に対する挑戦の姿を呈したのであつた。⁽¹⁸⁾ ここでは低開発国側が先進国側から譲歩をねじりとうとうとして一致団結して当つたので、先進国側にとつては、パワー・ポリティックスが行われたのではなく、プレシユア・ポリティックスが行われたのであるとされたのである。⁽¹⁹⁾

ここに窺取されることは、新加盟国がグループとしてとりあげられて、新興独立国の盛り上つた新勢力という形で積極的な評価がなされていることである。実際、A・A・A・ブロックという名称は、すでにアジア、アフリカ、ラテン・アメリカの連帯性を予想した表現であるが、しかしその多くの国々は殆んど戦後に植民地から独立した未成熟の国家であるから、以前の帝国主義国家の絆をたち切れないという弱点をもっていることを見落してはならない。例えば、最近独立したバルバドスやモーリシャスなどのように、独立国といつても従属地域から格上げになつた英連邦の一員として独立したものであるから、表面的にはA・A・A・ブロックに属するとしても、本当には新興独立勢力の一役を担う力をもつ程のものではない。それは微小国家のささやかな存在であつて、その存立は国連加盟によつて保たれているといつた方が適切である。この意味で小国にとつて国連の重要度は、計り知れない程大きいのである。

いうまでもなく、国連はこのような弱小小国の生みの親であり、また、育ての親といつてよい位、植民地時代からその民族解放、自治独立のために援助を惜しまなかつた。国連憲章は民族解放運動の指針となり、従属民族の利益のために特に三章（第十一章 非自治地域に関する宣言、第十二章 国際信託制度、第十三章 信託統治理事会）を捧げて、具体的に制度的にもこれら植民地の向上促進のために実践的寄与を行つて来た。したがつて、その独立達成の暁には、この新生国家を育成し盛り立てることに国連が熱心であつたのはいうまでもない。興味深いことに、国連事務総長はノルウェーのリー、スウェーデンのハマーション、ビルマのウ・タントという顔ぶれはすべて中小国の出身であるが、それだけに、新生小国に対する同情共感

は大きいといえるであらう。ウ・タントは特にこの点を強調して、「国連は何よりもまず大国を除く他の国の機構である……この他の国々が望む限り私はこの事務総長の職に留まるであらう」といつて、小国の味方であることを宣明している。彼は、一九六五年の国連創立二十周年メッセージにおいて、「国連の基本的真実の一つは、主に小国に属するということなのであつて、国連を最も必要とするのは小国なのである。それ故に、国連の将来は、第一にまず小国にその責任感、その独立と客観性、その憲章原則への献身、その事を処するに當つての慎重な配慮と寛容、東西の間に新しい緊張緩和をもたらさんとする決意にかかつて⁽²⁰⁾いる」と述べているが、それにふさわしく小国に対する国連の期待、逆に小国の国連への信頼は絶大なのである。

殊に国連憲章は、その前文において、基本的人権とならんで「大小各国の同権」を謳い、加盟国の主権平等の原則(第二条第一項)、人民の同権及び自決の原則(第一条第二項)、領土保全、政治的独立の尊重(第二条第四項)、内政不干渉の原則(第二条第七項)などの規定によつて、小国存立を尊重する正義の立場を宣明しているので、国連はまさに小国にとつての殿堂であり、国連は実に小国のものとすらいつてよい程である。実際小国にとつては、大国とは反比例的に国連の重要度は大きいのである。大国は国連の権威を小国ほど過大視しない傾きがあり、大国にとつて国連外交の占める比重は小国のそれと比較して大きくないのに反して、小国にとつては国連はその最高最大の舞台であつて、国連でしかその存在が認められないような小国が国連外交を異常に重視するのは故なしとしない。小国は国連において格調高い総会演説を試みて視聴を集めようとするのは当然のことというべきである。

四

国連に加盟国が飛躍的に増大したことは、必然的にさまざまの新しい現象を生み出し、新しい問題を惹起した。殊に最近

国連に加入する新国家は、驚くほど小さな国である場合が少くない。例えば、モルディブ（アイランド）の如きは、人口一〇万にも満たないし、マルタなどは面積僅か三一六平方キロにすぎない。しかし国連加盟に面積、人口、その他に数的最少限必要条件もないし、またかかる議論もなされたことはないのである。

ここに「微小国家」すなわち、マイクロ・ステーツまたはミニ・ステーツと呼ばれる極小の国家が出現したことは、単に興味深いことであるばかりでなく、今日国連がさし迫つて解決しなければならぬ緊要な問題を提起しているのである。それはまた今後相次いで生れるべき植民地から独立した国に対して、いかにして国連は対処すべきかという将来の問題にもかかつている。一体大きさは別として、ながく植民統治下にあつたために、自立能力に欠けて名ばかりの独立国が国連の中に加盟することの意味はどこにあるか。本年加盟を許されたモーリシヤスの場合、安保理事会の加盟審議において共同提案国がこの小国加盟に賛意を表した論議を検討するとき、かつてその直轄植民地として宗主国であつた英国代表は、モーリシヤスの特有な長所、例えばフランスの文化と英国の行政との調和や一〇種の異なる言語を話す多様な異人種の調和によつて統一をもたらした点をあげて、異民族が平和に同胞として共存協力しうる典型として、国連にきわ立つた寄与をなしうるであろうとしている。⁽²¹⁾ 米国代表はモーリシヤスが世界社会に責任ある参加をすることの困難を認めながら、結局すべての国の同権と均等な機会達成のための全世界的十字軍に参与すべしとしている。⁽²²⁾ これに対して、ソ連代表は、アルジェリアのような新興国代表と同調して、モーリシヤスの独立が搾取と従属の植民地制度に対する痛撃であり、外国支配の鎖をたち切つた国が独立の道を行んだことを賞讃して、更に自由独立解放のために苦闘している諸人民に対して励しとなることを期待している。⁽²³⁾ いうまでもなく、ソ連は植民地独立解放の先頭に立つた旗振りの代表であるから、かかる新興独立諸国が新しい国連に加盟するのを機会に、これら多数の新加盟諸国を味方に入れて、その票決権を活用しようという配慮もあつたと思われるが、この支持投票獲得源として新加盟国をねらつてゐるのはソ連のみではないであらう。この意味においては、新加盟国の

増大は、味方にかかえこまんとする諸国の獲得のための裏面工作をかりたてるといっておそれなしとしない。

一方、これらの新入の小国にとつて国連加盟の意義がこの上なく重要であることはいうまでもない。国連はかかる成年に達する迄の小国の独立保障の後見人であり、いわばこの未熟な児童国家を教育育成する補導役である。国連に参加することによつて、小国は外交や議会政治について学ぶことが出来るであらう。総会はいわば小国にとつて外交政治の学習の場所であり、民主主義的訓練を与える演習場であるといふことが出来る。⁽²⁴⁾

また小国は小なりとはいへ、それぞれの自負心もち、総会の検舞台に立つて、小国代表は小国は小国なりに懸命にその存在理由を主張しているのである。例えば、微小国家の一たるレソト王国(一九六六年加盟、面積三万平方キロ、人口七三万)の代表は、一九六七年度の第二総会において次の如き演説を試みている。⁽²⁵⁾

「小国は国際関係において果すべき重要な役割をもっている。大国は世界を山の上から眺める傾きがあるが、これに対して小国は民草(グラスルート)の中から世界を見ているのである。小国は国際社会の良心たりうるものである。超大国は、小国の主権と領土保全を尊重すべきであつて、小国をイデオロギー闘争の駒に使うべきでない。(中略)レソトは南アフリカ共和国にかこまれた小国で、南アフリカ共和国の非法政権を承認するものではないのに拘らず、それに対する攻撃の足場にレソトは使われるべきでない。レソトは南アフリカと他の世界との間の橋渡し役を果すべく、何よりもまずその存立を第一の任務とする。」

また微小国の典型であるバルバドス(一九六七年加盟、面積四三〇平方キロ、人口二五万)の代表も、加盟に當つて総会において次の演説を行つている。⁽²⁶⁾

「総会で大国には多数の票決権を与えるべきであるという試みがなされている。すなわち、「一国一票」の原則は時代にそぐわなくなつて居り、ある国には他国より多くの票があつて然るべきだという議論をなす者があるが、バルバドスにかかる不合理な要請に基づく方式を支持することはできない。かかる方式を受け入れることは、民主主義の原理を否定するのを黙認するにほかならない。もし国土の大きさ、富、人類破壊の能力が国連加盟国の基礎条件であるとするならば、国連機構は今のままの姿では存立しえず、安保理事会は一にぎりの相互猜疑の国の寄集りにすぎなくならう。国連の世論は、屢々ロンドン、モスクワ、ワシントンよりも、むしろ、デリー、アジズアバ

バ、ポルト・オブ・スペインで見出さるべきである。大国は世界貿易をほしのままに動かす権利をもちやもつべきではない。世界人口の六五パーセントを占める人が、世界の富の僅か一九パーセントしか保有していないにせよ、力に基く外交は、貧困に根ざすつき上げの爆発的な憤激にうちかつことが出来るものではない。世界の爆発地域はまさに貧困と無智とが充滿している地域なのである。」

このように小国代表が臆することなく堂々と大国批判を行い、小国の意義を強調しているのに拘らず、現実的に国連における義務能力の欠けているのは否めないであろう。かかる小国は、対内的に自営自立の統治能力に欠けていることが多いから、ましてや国際的に責任をもつて活動する能力も欠けているとされるのは当然といえよう。しかもこの名目的独立国が加盟して来ると、国連としては多くの負担を負いこみ、種々の不便支障を来たすことは看過出来ないところである。

一般的には、何といつても大量にかかる新加盟国をかかえこんだ総会が一番困ることにならざるをえない。その議事運営上にも、席数の増加配分で苦勞するだけでなく、實質的に効果的統制を図ることが容易でないことになる。それは総会だけでなく、他の各種委員会でも同様である。管理能力限度についてのパーキンソンの法則は、国連にもやはり適用される筈である。⁽²⁷⁾

更には、「国家主権平等」の立場で、微小国家が大国と平等の票決権をもつということも問題になるであろう。しかしかにかに主権平等といつても、かかる小国はもち論、中級国でさえ大国と同様のウェイトをもつものではないことは明らかである。⁽²⁸⁾ 国連の中で、新興独立国は概ねアジア、アフリカ、ラテン・アメリカに属するが、数字的に最大多数の集団をなすと思われるこのA・A・A・ブロックの票決権の威力はそれ程ではないことも知らねばならない。A・A・A・ブロックといつても、その実体は決して統合結集したものではなく、むしろ分裂傾向の方がつよいのは、国連における統計記録の示すところである。⁽²⁹⁾ その実質的影響力は数字の大きさに比例しないのである。第一もし人口千万以上の国が五〇万にも満たない国と同格にしか国連で扱われないとすれば、そこに大きな不満が生れるのは当然であろう。「国家主権平等」という標語

の實際意味するところは、いかなる小国も、大国と同様に、その国内問題については干渉されないで、自ら自由な主権を保障されているにすぎないといわれよう。

この問題で対決を迫られるのは票決制度である。国連の重要課題は、この一国一票の主権平等原則と、大国の地位ないし貢献度との間の調整をいかにするかということである。経費分担においても米国が、その何百分の一も負担しない国と全く同格の票決権しかもたないという矛盾がある。この国家主権平等原則のゆがみは、表面には出て来ないけれども、事実上大国がその思い通りに動く紐つき國家を従えて、その票決権を手に入れるということが出来てくることにある。この大国の抱き込みみに反対のある小国の国連代表が慨嘆しているところであるが、小国が毅然とした態度をとつて大国に独立して反対票を投じたとすると、大国は弱体な小国に圧力を加えてくる可能性が⁽³⁰⁾つよく、その結果として本国にクーデターの危険性すらあるのである。

国連でかかる微小國家の代表は過当の待遇を与えられては、却て居辛く、財政的負担を含む責任義務を果せなければ肩身が狭い思いをする場合もあろうから、それよりむしろ、敢て主権不平等を可とし、大国はその客観的資格に応じて最大限二〇票を、小国は最小限一票をもつべきであると加重票決制を唱える声もあるのである。それを更に一歩進めて、財政的、其の他の最小限の義務を果せないような小国は、国連の中に入つて、小国独立保障のために国連から援助と保護を受けなければ⁽³¹⁾ただけで十分であつて、それ以上を望まず、大国と平等な票決権など貰わなくてもよいという主張すら生れるのである。それは国連の基本原則を傷つけるかも知れないが、しかし今後出現すべき微小國家の新しい在り方を示すものではないかと思われる。

かかる小国の主張はそれだけに終るならば、この投票制限提案は、単に慎ましい自己抑制という消極的意見にとどまるかも知れない。しかしこの提案者は、小国側がこのような自制を忍ぶ代りに、大国側がその力による特権的行動を自ら抑制す

べきであるとして、例えば安保理事会で常任理事国の地位を保つのはよいとしても、その拒否権を行使するのを禁ずるといふ意見を述べているのは、建設的提唱として注目すべきであろう。

五

国連が加盟について「オプン・ドア門戸開放」主義をとつたことは、それ自体十分意義あることであつた。今後も適格な加盟申請国家に対して門戸を閉ざすべきではない。しかしながら、国連が多くの国を迎え入れたことの必然的の帰結は、一国一票の原則をとる総会において新加盟小国の増大がもたらす矛盾、混乱、不合理である。実際、国連予算の僅か五%しか負担せず、世界人口の僅か一〇%にしか当らない小国群が総会の三分の二という多数を占めて、重要問題の決定を左右することになる(32)と、それは問題である。

たしかに主権平等の原則は、その法的意義が重要であるに拘らず、この原則に固執することは大国側からの反撥を招き、国連への不信を生むことにもなるであろう。したがつて名目的な平等権に対する対策は、何等かの形で考えられなければならない。殊に微小国家の票決権に関する限り、それは法的平等の擬制以外の何ものでもなく、かかる小国が大国と同格に扱われることの不合理、不満は敵うべくもないであろう。この不平等を打開する最も簡単な方法は、「インディビジュアル・ウェイト・ボイキング見えざる加重票決」といわれる自動的矯正手段によることである。それは表面的には大国も小国も共に平等という形をとりながら、事实上は大国の権力ないし圧力が自らに小国の上にもふりかかつて、事実上大国の発言権がものをいうという形をもつて行くことである。一方また、もし正式に加重票決制度をとり入れるとするならば、そこには種々の困難が伴ってくるのは当然である。まず第一に、それは憲章の修正という厄介なことが出てくるし、具体的にはその方法がむずかしく、人口、読み書き能力、産業発展度などの諸要素を総合的にくみ入れる複雑な操作が必要になつて来る(33)。それと平行して、今後これ以上加盟国がふえ

ることから生ずる困難を避けるために、新しい措置を講じておこうとする動きが遅まきながら出て来たのである。⁽³⁴⁾ここに、新しい加盟基準、すなわち国連の中に準加盟国^{アソシエイトメンバーシップ}という地位をつくらうという提案が生れるのである。この準加盟国というステータスとは何かといえば、例えば新しい国にオブザーバーの地位を与え、国連に出席参加させても票決権は与えないということと共に、国連には正式加盟していなくても、国連傘下の諸機関、委員会には参加させるといふことなどを含むものである。いいかえるならば、加盟国の義務を十分に果たすことが出来ないような未熟な小独立国に対しては、完全加盟国ではなくても、国連の利益には均霑することが出来るような特別の地位を与えることが考えられ始めたのである。⁽³⁵⁾すでに国連は植民地独立付与宣言履行特別委員会、通称二四カ国委員会を設けて、植民地独立のための援助育成の実践活動を行つているが、それとは別に新生国家の国連加盟についての特別に検討する委員会の開催が要請されているのである。⁽³⁶⁾

それ故に、植民地独立解放を率先主唱し、新興独立国の国連加盟に積極的寄与を続けて来たウ・タント事務総長が、今日ではむしろ新加盟に対する制限措置を示唆しているのである。それがはつきり表明されているのは、「国際連合事務総長の一九六七年年次報告序文」の結論である。それには、「適当な国連機関が国連加盟の基準について徹底的にかつ総合的に検討し、完全加盟に関する必要な制限や“微小国家”と国連の双方に利益をもたらすような他の協議方法を規定すべき時機が来たと考える」と述べられていることは注目⁽³⁷⁾に値する。ウ・タント事務総長も認めているように、この新国家の国連加入を制限するというような提案は、頗る微妙な問題を含んでいるのである。しかし、これが適切に処理されるならば、国連にとつてのみならず、微小国家自体にとつても利益が大きいのである。事実において、すでにある一、二の關係国は、少くとも当面の間、ある種の専門機関だけに加盟し、国連加盟国に課せられる義務責任、ないし財政的負担を引き受けることなく、国連機構から恩恵を受けて自国の経済、社会開発を進めており、しかもそれが自国にとつて最も利益であるということを認識しているのである。かつて国際連盟も、当時「小人」国家（“Lilliputian States”）と呼ばれていたヨーロッパのある国の加盟承

認について、同じような問題に直面していたのである。国際連盟は、それに明確な基準を設けることは出来なかつたが、結局この「小人」国家は加盟出来なかつたのであつた。

この完全加盟に関する基準を樹立することは、当然の結果として完全加盟の資格を欠く「微小国家」に対して、他の参加方法をきめることが必要になるであらう。實際上、国連憲章を改正しなくても、国際司法裁判所に関係したり、関連した国連地域経済委員会に加盟するとかして、完全加盟をしていない国家でも国連機構に参加する道は開かれている。例えば専門機関に加入するだけで国連開発援助計画の援助を受けることも、国連会議に招かれることもその国に機会が与えられるのである。以上のほか、「微小国家」はその希望に従つて国連本部とジュネーブの国連事務局に常駐オブザーバー使節団を設置して然るべきである。この道が開かれるならば、新しく誕生した微小な国家は、独立以後も国連に加盟せず、国連の外に留まつていた方が却て自然であるといわれるであらう。現にそのケースがナウルの場合に起つていたのである。すなわち一九六七年一月二二日、信託統治委員会は総会が一九六八年一月三一日に信託領土ナウルに「完全かつ無条件の独立」を承認すべきであると勧告し、総会は二四ヵ国委員会の提議を受け入れ、その決議(3347 XXII)を全会一致で承認し、独立したわけである。⁽³⁸⁾その結果、ニュージーランドは、その施政下の信託領土を保有しなくなり信託統治委員会から姿を消すことになつた。ナウル自体、その独立は二〇年にわたる信託統治委員会の尽力に負うところ大であるとし、更に国連との密接な連繫を続けんと希望したのであるが、その国土の極小の故に国連の完全加盟は考慮されなかつたのである。⁽³⁹⁾このような小国は、国連加盟国として責任を全うしえないということから、国連としてはそれに力を貸すのに吝かでないのに拘らず、無理に加盟国にしようとはしなかつたのであつた。国連は今後もかかる植民地の独立に対して手を貸すために、その地域の政治指導者会議を開くという提唱を行つていたのである。⁽⁴⁰⁾国連としても、微小国家をただ加盟国に迎え入れるよりも、その自制に訴へ、節度ある在り方の方に支持を与えるのが得策であるのはいうまでもない。ウ・タント事務総長のいうように、「すべ

ての国はその希望によつて国連本部をはじめ各種国際機関にオブザーバーを派遣して、国連活動に繋りをもつようすべきである。総会はオブザーバーの地位を正式に樹立して、国連に入つていなくとも、すべての国が自国の利害に関係ある議題に参加出来るような規則を作成すべき⁽⁴⁾であらう。

この方向をとることによつて、はじめて新加盟国が過大になることから生ずる欠陥も是正され、それはまた国連の安定発展に寄与することになるであらう。

- (1) 高島益郎「国連における中国代表権問題の審議経過」外務省調査月報 Vol. II, No. 6-7, P. 23.
- (2) 久保田きぬ子「国連の新しい課題」国際政治 昭和三九年 国連と日本外交 九八頁。
- (3) 高島益郎 みんなの国連 昭和三六年 四四頁。
- (4) Clark V. Eichelberger, UN: The First Twenty Years (N. Y., 1965), p. 90.
- (5) The Dag Hammarskjöld Memorial Lectures, The Quest for Peace (Columbia University Press 1965), p. 94.
- (6) United Nations Office of Public Information; The United Nations and Decolonization—Summary of the Work of the Special Committee of the Twenty-Four, 1956. なおこの二四ヵ国委員会は、公称“the Special Committee on the Situation with regard to the Implementation of the Declaration on the Granting of Independence to Colonial Countries and Peoples”であつて、文字通り植民地解放独立のために専念している特別委員会である。
- (7) 試みに一九六〇年以降の国連加盟国の国勢は左の如くである。それによると、人口一千万以上の国は僅か四ヵ国、一千万から五百万までの国四、五百万以下の国三五(内百万以下の国一四)であるから、その八割は小国であるといえる。

国名	面積 (千平方キロ)	人口 (千人)	国民一人当り年間所得 (米ドル)
アルジェリア	二,三八二	一〇,九七二	
パルバトス	〇・四	二三四	
ポツワナ	五七〇	五四三	
ブルンジ	二八	二,五〇〇	
カメルーン	四七五	五,一〇三	

国連新加盟国家の若干問題

シ エ ラ レ オ ネ	セ ネ ガ ダ ル	ル ワ ン ダ ア	ナ イ ジ エ リ ア	ニ ジ エ ゴ ル	モ ン ゴ ル	モ ー リ タ ニ ア	マ ル タ	マ リ ブ	モ ル デ イ	マ ラ ウ イ	マ ダ ガ ス カ ル	レ ソ ト	ク エ ー ト	ケ ニ ア	ジ ヤ マ イ カ	コ ー ト ・ ジ ボ ア ー ル	ガ イ ア ナ	ガ ン ビ ア	ガ ボ ン	ダ オ メ ー ス	キ ン ボ ロ ス	コ ン ゴ (民 主 共 和 国)	コ ン ゴ (プ ラ ザ ビ ル)	チ ヤ ド	中 央 ア フ リ カ 共 和 国
七二	一九六	二六	九二四	一、二六七	一、五三五	一、〇八六	一、〇・三	一、二〇二	〇・三	一一九	五九六	三〇	一六	五八三	一一	三三三	二一五	一一	二六八	一一三	九	二、三四五	三、四二	一、二八二	六二三
二、二〇〇	三、四〇〇	三、〇一八	五、六四〇	三、二五〇	一、〇五〇	九〇〇	三、三二四	四、四八五	三、九〇〇	六、一八〇	七三三	四二六	九、一〇四	一、七三九	三、七五〇	六二九	三、二四	四、五九	三、〇〇	五、八七	一、五、三〇〇	八二六	三、三〇〇	一、三二〇	

(二二五)

(二八九)
四〇七

六三三

シンガポール	〇・六	一、八二〇	
ソマリア	六三八	二、三五〇	
南イエメン	三一六	一、二五〇	
ト	五七	一、六〇三	
トリニダード・トバゴ	五	九四九	
ウガンダ	二三六	七、三六七	
タンザニア	九四〇	一〇、三二五	
オーストリア	二七四	四、七五〇	
ザンビア	七五三	三、六〇〇	
モリシヤス	二	七五九	

(以上の資料は、外務省情報文化局編 世界の国一覽表 一九六七年版及び総理府統計局編 国際統計要覧一九六七年版 日本国
際連合協会発行「国連」に拠つたものである。)

- (8) この微小国家の問題を、最も単刀直入に提起したのは、サンフランシスコ州立大学の国際関係担当のアーバンワイター教授である。その Proliferation in the U.N.: Mini-Membership for Mini-States というゼンセンショナルな題名の論作は、この種関係の研究の嚆矢ともいふべきものである。その載つてゐる WAB/PEACE Report, April 1967 は、"The Mini-State Explosion in the U.N." という特輯号であるが、本稿執筆に當つて同誌の記事に示唆を受けたことは少なくない。
- (9) Introduction to the Annual Report of the Secretary-General on the Works of the Organization, 16 June 1966—15 June 1967, p. 20. 国連事務総長の一九六七年年次報告序文(国連弘報センター発行邦訳)六六頁。
- (10) H.G. Nicolas, The United Nations as a political institution (London 1962), p. 57.
- (11) 神谷龍男「加盟国の増大と国連機構への影響」国際法外交雑誌 第六十五巻 第一・二合併号 三二頁。
- (12) 皆川洗「国際連合の加入問題」国際連合の十年 昭和三十一年 一四五頁。
- (13) Sydney D. Bailey, The United Nations (London, 1963), p. 23.
- (14) 念願の日本の国連加盟は翌一九五六年十二月一日実現したのであるが、いわばわが国は一九五五年の一括加盟の犠牲になつて加盟が見送られ、ソ連との国交回復をまつてはじめて加盟が認められたのである。
- 最近加盟国であるモリシヤスの申請事例をあげてみるならば、一九六八年三月二日、英連邦の第二七番目の独立国としての地位を獲得す

ると同時に、同日附でラムグラム首相は国連事務総長に対して次の国連加盟申請を行つたのである。これに対して、四月一八日安保理事会は、マリク議長によつて召集され、カナダ、エチオピア、インド、パキスタン、セネガル、英国の共同提案による新加盟国の認可議題をとりあげ、英国、アルジェリア、カナダ、インド、デンマーク、フランス、米國、セネガル、パラグワイ、エチオピア、ブラジル、ハンガリー、パキスタン各代表の賛成演説があり、表決の後一五理事國全部の賛成を得て、議長は同決議案 (S/8574/Res. 1) を総会に送るよう事務局長に要請したのである。ただ最後にムダンソン米國代表が発言して、一九六七年二月一三日ゴールドバーグ提案の新加盟国認可に関する「微小国家」問題検討のための委員会が活動を開始すべきことを要請したのは注目すべきである。次いで第二二回総会は、四月二四日メネスク議長司会下にモリーシャス加盟案を審議し 2371 (XXII) 決議案は発声投票で採択された。インド、マダガスカル、フランス、カナダ、バルバドス、ガーナ、ウクライナ、ガイアナ、チリ、パキスタン、英国の賛成演説のうち、ラムグラム・モリーシャス首相が招かれて加盟申請の旁をとつた諸國に謝意を表し、国連協力の決意を披瀝した後、最後に議長は明日より新加盟国の国旗が国連の門に樹てられることを告げて閉会したのであつた。なお形式ではあるが、加盟に當つての申請書式の要点を引用してみれば次の如くである。

SI/8466
United Nations Council 18 March 1968

Letter dated 12 March 1968 from the Prime Minister of Mauritius addressed to the Secretary-General

I have the honour, on behalf of the Government of Mauritius, to make application for Mauritius to be admitted to the United Nations Organization. I should be grateful if you would arrange for this application to be placed before the Security Council and the General Assembly.

My government endorses the purposes and principles stated in the United Nations Charter and declares that it accepts the obligations incumbent upon Members of the Organization and solemnly undertakes to fulfil them.

The Government and people of Mauritius are acutely aware of the proven value of the United Nations Organization to small and developing nations of the world and consequently attach great importance to membership. I have, etc.

(Signed) S. Ramgoolam Prime Minister

安保理事会は、左の型通りの勧告文を作成し総会に移乗したのである。

A/7083
DNGA. 19 April 1968

Admission of new members to the United Nations

I have the honour to request you to transmit to the General Assembly the following resolution (Res. 249) (1968) on the admission of Mauritius to membership in the United Nations, adopted by the Security Council at its 1414th meeting on 18 April 1968:

国連新加盟國家の若干問題

一五 (一三〇九)

"The Security Council,

"Having examined the application of Mauritius for admission to the United Nations,
"Recommends to the General Assembly that Mauritius be admitted to membership in the United Nations."

In accordance with rule 60, paragraph 2, of the provisional rules of procedure of the Security Council, I also request you to transmit to the General Assembly, for its information, the verbatim record of the 1414th meeting of the Security Council, at which the application of Mauritius was discussed.

(Signed) Yakov A. Malik President of the Security Council

- (15) Fred R. von der Meiden, Politics of the Developing Nations (N.J., 1964), p. 36.
- (16) 入江啓四郎「A・A諸国の興起と結集」国際問題 一九六五年 九月号 四頁。
- (17) 小橋「国連と南北問題」国際法外交雑誌第六十五卷 第一一二合併号 四八頁以下参照。
- (18) 朝海浩一郎「国連貿易開発会議の出発」国際問題 一九六四年七月 第五二号 三三頁。
- (19) G.L. Goodwin, The United Nations Conference on Trade and Development: Beginning of a New Era? The Year Book of World Affairs (London, 1965), p. 1.
- (20) UN Monthly Chronicle, Special Commemorative Issue. UN office of Public Information. Vol. II, No. 7, ii. July 1965.
- (21) United Nations Security Council, Provisional Verbatim Record of the Fourteen Hundred and Fourteenth Meeting, Held at Headquarters, New York on Thursday, 18 April 1968. 〇中・45分50秒。英國 Lord Carron 代表演説 S/PV 1414 p. 22.
- (22) 米國 Pedersen 代表演説 S/PV 1414 p. 22.
- (23) 〇演 Malik 代表演説 S/PV 1414 p. 36.
- (24) Stephen D. Kertesz, The Quest for Peace through Diplomacy (N.J., 1967), p. 75.
- (25) Chief Leabua Jonathan 首相兼外相の九月二十五日総演説。UN Monthly Chronicle, Vol. IV, No. 9, Oct. 1967, p. 51.
- (26) Errol Barrow 首相の十一月九日演説。UN Chronicle Vol. IV, No. 1, January 1967, p. 52.
- (27) Andrew Boyd, United Nations, Piety, Myth and Truth (Penguin Books, 1964), p. 175.
- (28) Maurice Bourquin, L'Etat Souverain et l'Organization Internationale (N.Y., 1959), p. 49.
- (29) 松本三郎「国連における日本の投票態度」国際政治 昭和三十九年 国連と日本外交 七三頁。
- (30) Ahmed Baba Misaké, "Sovereign States are Not Equal," WAR/PEACE Report (April 1967), p. 6. キーリタリマの国連代表びあこた

- ヌク氏は、国連内での体験に基いて、大國の圧力を受ける小國の悲哀を切実に述べている。
- (31) 明石康 國際連合 一九六五年 一五一頁。
- (32) Urban Whitaker, *WAR/PEACE Report, The Mini-State Explosion in the UN*, op. cit., p. 4.
- (33) Ernest A. Gross, *The United Nations: Structure for Peace* (N.Y., 1962), p. 73.
- (34) 例を以て、モリス・ヤス加盟議題が可決された四月一八日の安保理事会において、議長が議事終了を告げた後に、米國代表は特に発言を求め、一九六七年二月三日のモールド・バンク演説が事務総長年次報告に基く「マイタロ・メネート」検討問題を提起したことに注意を喚起した後、新加盟國承認に関する委員会設置を特に緊急要請している。S/PV 1414 p. 41.
- (35) Urban Whitaker, op. cit., p. 5.
- (36) *New Dimensions for the United Nations, The Problems of the Next Decade, Seventeenth Report of the Commission to study the Organization of Peace.* Ed. by Clark M. Eichelberger, Chairman (N.Y., 1966), p. 7.
- (37) 國連事務総長の一九六七年年次報告序文 (Introduction to SG's A. Report.) 六六頁、六七頁。
- (38) *UN Monthly Chronicle*, Vol. V, No. 1, January 1968, p. 81.
- (39) *UN Monthly Chronicle*, Vol. IV, No. 11, December 1967, p. 100. ナウルは面積八・二五平方マイル、住民の数は約三〇〇〇人である。
- (40) *UN Monthly Chronicle*, Vol. V, No. 1, January 1968, p. 73.
- (41) Introduction to SG's A. Report, op. cit., p. 21.